

射水市飲食関連事業者支援給付金 申請受付要項

1 給付金の概要

富山県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和3年8月20日から令和3年9月12日までの間において、「食事提供施設における適切な感染防止対策及び営業時間の短縮の協力要請」（以下「時短要請」という。）を行い、この時短要請にご協力いただいた飲食店と直接の取引がある事業者及び運転代行業のうち、経営に大きな影響*¹を受けた事業者に支援金を給付することとされています。

本市では、富山県飲食業関連事業者支援給付金（第2次）（以下「県第2次給付金」という。）の支給を受けた市内の事業者に対して、射水市飲食関連事業者支援給付金（以下「市給付金」という）を支給します。

2 支給対象者

以下のすべてを満たす事業者であること。

- (1) 射水市内に本社または本店を置く中小企業・小規模事業者及び個人事業主であり、県第2次給付金が支給されていること。

※ 時短要請に協力した飲食店と直接の取引がある事業者又は運転代行業のうち、経営に大きな影響*¹を受けていること。

- (2) 県第2次給付金に関する情報並びに申請書類に記載された情報について、行政機関の求めに応じて提供することについて同意していること（県第2次給付金の誓約書（様式2）の事項No.6）。
- (3) 代表者（役員・その他使用人）・事業主が射水市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないこと等、反社会勢力との関係を有しないこと。

3 支給額

定額10万円（県第2次給付金の支給を受けた1事業所あたりの金額）

4 受付期間

県第2次給付金支給（振込）日から1か月以内又は令和4年1月31日（月）のいずれか早い日（郵送の場合は、当日消印有効）。

5 申請方法

県第2次給付金が支給された後に申請手続きをしてください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送もしくはオンラインで申請してください。

(1) 郵送による申請

申請書類は本市ホームページからダウンロードできるほか、市役所（本庁舎、大島分庁舎、各地区センター）、射水商工会議所、射水市商工会の窓口で配布します。記入後に次

*1 経営に大きな影響 令和3年8月又は9月の売上が前年または前々年同期比で50%以上減少

の宛先に「郵送」してください（令和4年1月31日（月）消印有効）。

〒939-0292（住所記載不要）

射水市飲食関連事業者支援給付金事務局 宛

※ 特定記録郵便など、郵便物の追跡ができる方法でお願いします。

（２）オンライン申請

射水市ホームページから申請してください。

<https://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=39622>

「射水市飲食関連事業者支援給付金」で検索



6 市給付金の支給及びその通知

- （１）申請内容を審査のうえ、適正と認められる場合に市給付金を支給します。支給決定通知書等の送付及び現金給付は行いません。
- （２）審査の結果、市給付金を交付する決定をした場合は、後日、給付金の振込をもって通知とかえさせていただきます。なお、通帳記帳の振込依頼人名は「イミズシシヨウコウキギョウリツチカ」です。
- （３）審査の結果、市給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

7 その他の注意点

- （１）申請に要する経費は申請者側の負担とします。
- （２）市給付金の支給後、県第2次給付金の支給決定の取り消しや、その他支給要件に該当しない事実が発覚した場合は、支給決定を取り消します。この場合、別途通知する期間内に市給付金を返還していただきます。なお、返還に要する費用は、支給を受けた者の負担とします。
- （３）県第2次給付金の申請、支給状況等について、富山県から情報を取得します。
- （４）必要に応じて、追加資料等の提出を求めることがあります。
- （５）富山県から取得した情報の照合結果をふまえ、本市への申請内容に関する軽微な誤りについては、射水市が申請内容を補正することがあります。

○問合せ先

射水市商工企業立地課

TEL 0766-51-6675 ✉ kigyoushien@city.imizu.lg.jp

射水商工会議所

TEL 0766-84-5110 ✉ info@imizucci.jp

射水市商工会

TEL 0766-55-0072 ✉ imizu@shokoren-toyama.or.jp